

指定難病患者データの個人情報流出事案に対する 個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について

令和 4 年●月●日
個人情報保護委員会

個人情報保護委員会は、厚生労働省に対し、令和 4 年●月●日に個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第 154 条に基づく指導を行った。

個人情報保護法上の指導の原因となる事実及び指導の内容は以下のとおり。

1. 指導の原因となる事実

厚生労働省では、医薬品等の開発を含めた難病の研究に有効活用するため、研究者等の申出に基づいて、指定難病患者データベースから抽出した指定難病患者データのうち特定の個人を識別できる情報を削除したデータ（以下、この作業を「削除作業」という。）を、当該研究者等に提供する業務（以下「本件業務」という。）を実施している。

本件業務において、厚生労働省は、研究者に提供する削除作業を行った指定難病患者データの抽出を国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「医薬健栄研」という。）に委託していたところ、医薬健栄研が、本来削除すべき氏名等の個人情報の記載されたシート（以下「元データシート」という。）の存在する抽出ファイル（以下「本件ファイル」という。）を誤って作成・提供し、それを受けた厚生労働省が、研究者への提供前の確認の際、本件ファイルに元データシートが削除されず残っていたことを見落として、令和 4 年 6 月 23 日に本件ファイルをそのまま研究者に提供したことから、保有個人情報の漏えい（以下「本件漏えい」という。）が発生した。

令和 4 年 8 月、厚生労働省は、医薬健栄研における確認体制の強化や本件業務に関する最終チェック体制の整備等を盛り込んだ、本件漏えいについての再発防止策を策定・公表しており、本件漏えいの直接的な発生原因である厚生労働省担当者が、研究者に送付する前に、委託先から受領した本件ファイルの削除作業が確実に実施されているか否かを確認しなかったという人

為的な誤りの再発防止に努めることとしている。

しかしながら、今般実施した調査の結果、厚生労働省による委託先の医薬健康栄研に対する監督の状況は、これまで実地検査を平成 30 年 5 月及び令和 2 年 11 月の 2 回実施したのみで、実地検査を行わなかった年度については、委託先から書面で報告等を求めているなど、十分であったとはいえない状況が判明した。

また、厚生労働省による保有個人情報の取扱いに従事する職員及び保護管理者等に対する研修は、保有個人情報の適切な管理に関する事項を網羅的に含んでおらず、研修内容が不十分であった。

2. 個人情報保護法第 154 条に基づく指導の内容

厚生労働省は、個人情報保護法第 66 条第 1 項、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）及び個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（以下「事務対応ガイド」という。）に基づき、次の事項について、必要かつ適切な措置を講じること。

- 1 本件業務に関し、委託先に対する定期的な監督を実施すること。
- 2 保有個人情報の取扱いに従事する職員及び保護管理者等に対し事務対応ガイドの記載に沿った教育研修を実施すること。
- 3 本件業務に関し、既に策定した再発防止策を確実に実施するとともに、その遵守状況の確認を定期的実施すること。

（以 上）